

令和 8 年 3 月市議会定例会

企画管理部

議案説明資料

(補正予算分)

目 次

【予算案件】

1	令和 8 年 3 月企画管理部補正予算（案）総括表		1 頁
2	学生による市の魅力発信事業について（新規）		2 頁
3	多様な働き方推進事業について		3 頁
4	移住促進事業について（拡充）		4 頁
5	SDGs 推進事業について		5 頁
6	選ばれるまちづくり事業について（拡充）		6 頁
7	企業版ふるさと納税促進事業について		8 頁
8	公共空間活用試験事業について（新規）		9 頁
9	学校跡地等活用検討にかかる各種調査について		10 頁
10	スマートシティ先導的モデル事業について（新規）		11 頁
11	「ガラスの街とやま」普及推進事業について（拡充）		12 頁
12	文化事業基金の積立について		13 頁
13	TOYAMA まちなか音楽祭について		14 頁

14	TOYAMAから世界への舞台芸術発信事業について		15 頁
15	指定管理に伴う債務負担行為の設定について		16 頁
16	オンラインチケット購入システム管理事業について		17 頁
17	令和7年度繰越明許費について		18 頁

【諮問案件】

18	富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する 審査請求について（諮問第1号）		19 頁
19	富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する 審査請求について（諮問第2号）		23 頁
20	富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する 審査請求について（諮問第3号）		25 頁
21	富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する 審査請求について（諮問第4号）		28 頁

1 令和8年3月 企画管理部補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
企 画 管 理 部 合 計	12,399,068	▲ 573,002	11,826,066	
(款2)総務費	12,399,068	▲ 573,002	11,826,066	
(項1)総務管理費	3,219,743	93,161	3,312,904	総務一般管理費 83,259 職員管理費 8,902 広報費 1,000
(項2)企画費	8,903,311	▲ 666,163	8,237,148	企画事務費 147,463 官民連携推進事業費 ▲ 14,164 スマートシティ推進事業費 8,504 公共施設跡地活用事業費 5,700 富山ガラス工房事業費 20,221 文化振興事業費 111,550 情報管理事務費 ▲ 946,097 管理運営事務費 (ガラス美術館) 660
(項7)統計調査費	263,134	0	263,134	
(項8)監査委員費	12,880	0	12,880	

【広報費】

2 学生による市の魅力発信事業について（新規）

[広報課]

(1) 補正額 1, 0 0 0 千円

{	財源内訳	国庫補助金	5 0 0 千円	}
		(地域未来交付金・地域未来推進型)		
	一般財源	5 0 0 千円		

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

大胆な発想で企業経営に取り組む市内の経営者等を学生が取材し、情報発信をすることで、就職等の卒業後の進路を考える契機としてもらうとともに、将来の自身の暮らしをイメージすることにもつなげ、富山市への定住促進を図る。

(3) 事業内容

市と包括連携協定を締結している富山大学の協力により、学生が経営者等を取材し、記事を作成。記事は、同年代の方にもわかりやすく伝わるよう、臨時のデジタル版広報とやまとして発行し、市HPに掲載する他、広報とやまやSNSを活用し、積極的に情報発信をする。

【企画事務費】

3 多様な働き方推進事業について

[企画調整課]

(1) 補正額 1, 5 2 4 千円

財源内訳	国庫補助金	7 6 2 千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	7 6 2 千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

高等学校卒業後、県外に転出する若者が多い現状にあることから、若者の本市での進学・就職やUターンの促進、定着を目的に、本市における多様な働き方を提示する。

(3) 事業内容

ア 高校生向けPR事業 800千円

市内で活躍する若者の暮らしを掲載したPR冊子「ライフスタイルBOOK」を高校1年生へ配布し、本市での進学・就職、定住を促す。

イ 県外大学生向けPR事業 724千円

市内高等学校を卒業後、県外大学等へ進学した大学3年生へ、市長メッセージカードとともに、合同企業説明会の案内や「ライフスタイルBOOK」等を郵送し、本市へのUターン就職や将来的な移住を促す。

【企画事務費】

4 移住促進事業について（拡充）

[企画調整課]

(1) 補正額 36,267千円

財源内訳	国庫補助金	17,982千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	18,285千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

移住体験ツアー等に加え、Webマーケティングによるターゲットの抽出や人材不足分野に特化した取組などにより、移住を促進する。

(3) 事業内容

- ア 移住セミナー、移住体験ツアー 6,059千円
移住セミナーや移住体験ツアー、移住希望者のニーズを踏まえたオーダーメイド型の個別ツアーなどを、先輩移住者や地域、事業者と一体となり実施する。
- イ 「日本一幸せ」な移住プロジェクト（新規） 30,208千円
- ・ Web検索履歴等から移住希望者を抽出し、インターネット広告や移住専用LINEなどを通じ、個別に移住を促進する。
 - ・ 介護、保育、公共交通、農業等の人材不足分野の従事者にターゲットを絞り、移住を促す対象者の抽出や、一貫したプロモーションを行った上で、分野別の移住支援（各担当部局）に繋げる。

【企画事務費】

5 S D G s 推進事業について

[企画調整課]

(1) 補正額 13,000千円

{	財源内訳	国庫補助金	1, 5 0 0 千円
		(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	1 1, 5 0 0 千円	

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

S D G s の普及啓発や富山市 S D G s サポーターの取組の支援等により、市民や企業等の自主的な取組を促進する。

(3) 事業内容

ア S D G s ウィーク及び S D G s 推進フォーラムの開催

S D G s を広く啓発し、様々なステークホルダーが連携・協働する機会の創出を図るため、S D G s ウィーク及び S D G s 推進フォーラムを開催する。

イ ユース世代及び S D G s サポーター向けの普及展開

高校生や大学生などのユース世代や、富山市 S D G s サポーターとして登録している市民が、S D G s について理解を深め、地域の課題解決等について考えるワークショップ等を開催する。

ウ 市民参加型 S N S キャンペーンの実施

S N S を用いて、市民同士でお互いの S D G s に関する取組を可視化し、S D G s を自分事として捉えさせることを目的とした市民参加型のキャンペーンを行う。

【企画事務費】

6 選ばれるまちづくり事業について（拡充）

〔広報課、企画調整課〕

(1) 補正額 62,098千円

財源内訳	国庫補助金	30,800千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	諸収入	800千円
	一般財源	30,498千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

「訪れたいまち」「住み続けたいまち」「帰ってきたいまち」として市内外のより多くの方から「選ばれるまち」となるため、戦略的に情報を発信し、本市の知名度の向上、市民の郷土に対する愛着や誇りの醸成を図る。

(3) 事業内容

ア WEBターゲットイングプロモーション事業 3,300千円

インターネット広告を活用し、県外居住者へ、年齢や性別、関心事等の属性に合わせてターゲットを絞り込み、本市の魅力や観光情報、UIJターンに関する情報などを効果的に届ける。

イ 「それって富山市!？」プロモーション事業 4,500千円

若い世代を主なターゲットとした本市の魅力をPRするショート動画を作成し、県外に向け発信する。

ウ みらい市民パスポート事業 4,526千円

本市に関心を持つ県外居住者に対して「みらい市民パスポート」と名付けたデジタル登録証を発行し、パスポート保有者に情報提供や各種特典の付与等を行うことで、関係人口の拡大を図る。

エ しあわせプロモーション事業 7, 026 千円

本市で暮らすことの「しあわせ」を市外の若者に感じてもらうため、生成A Iを活用して作成したキャラクターを用いた動画やSNSなどを通じたプロモーションを実施する。

オ 大都市圏イメージ調査事業（新規） 2, 300 千円

大都市圏（首都圏及び関西圏）の居住者を対象として、本市の魅力や将来的な移住の意向などについてインターネット調査を行い、その結果を今後のシティプロモーション等に活用する。

カ 「(仮)TGC TOYAMA2026」開催事業（新規）

40, 446 千円

市総合体育館が「YKK AP ARENA」としてリニューアル・オープンすることにあわせ、日本を代表するファッションイベント「東京ガールズコレクション」の地方創生プロジェクト「(仮)TGC TOYAMA2026」を県などとともに開催する。

【企画事務費】

7 企業版ふるさと納税促進事業について

[広報課]

(1) 補正額 34,574千円

財源内訳	国庫補助金	3,300千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	31,274千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

本市の地方創生に資する事業への「企業版ふるさと納税」の拡大を図るため、専門企業の営業ノウハウ等を活用し、官民が連携して本市の主要事業への安定的な財源確保を図る。

(3) 事業内容

ア マatchingプラットフォームの運営（委託料）

【固定支払分】6,600千円

ポータルサイトやパンフレット等により、寄附対象事業を魅力的に発信（「魅せる化」）するとともに、寄附企業の取組を紹介するなど寄附実績を「見える化」する。

イ 専門企業のノウハウを活用した個別アプローチ（委託料）

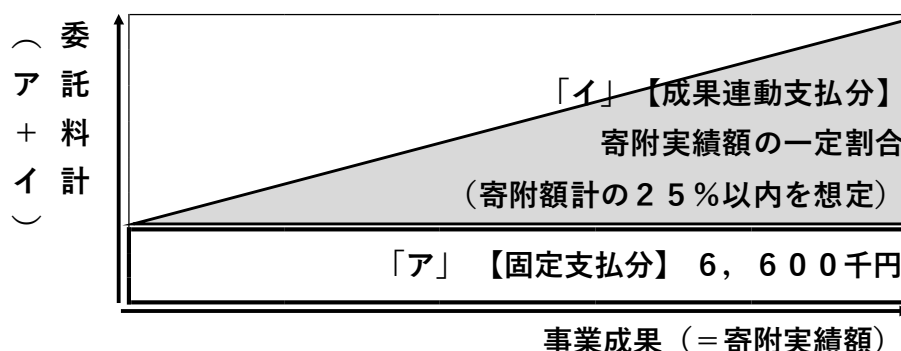
【成果連動支払分】27,500千円

市ゆかりの企業等を抽出し、個別にアプローチし寄附を促す。
（パンフレット・市長メッセージの送付、電話・訪問等）

ウ その他の関連事業（普通旅費） 474千円

市が寄附意向のある企業を訪問し、継続的な寄附を促す。

■（委託料）成果連動支払のイメージ



8 公共空間活用試験事業について（新規）

[行政経営課]

(1) 補正額 1, 500 千円

財源内訳	国庫補助金	750 千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	750 千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

官民が連携し、公共空間の新たな使い方・活かし方を検討・提案することで、従来の「公共施設を新たに整備する/財産を管理する」という考え方から、「既存の公共資産を上手く活用し、新たな価値を生む」という考え方への転換を図る。

(3) 事業内容

公共施設の未利用空間を暫定的に活用し、公共空間の新たな使い方・活かし方を検討する試験的事業を実施する。

ア	実施回数	4 回程度
イ	実施場所	市本庁舎光の広場 等
ウ	実施内容	キッチンカーによるランチ空間の創出 等

【公共施設跡地活用事業費】

9 学校跡地等活用検討にかかる各種調査について

[行政経営課]

(1) 補正額 5,700千円

財源内訳	国庫補助金	2,850千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	2,850千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

未利用となった財産のうち、施設・敷地ともに規模が大きく、また地域コミュニティの拠点機能となっている学校跡地について、総合計画に掲げる施策の実現や、財産の有効活用といった公共施設マネジメントの観点等から、利活用の検討を進める。

(3) 事業内容

学校再編の進捗に伴い、今後、再編・統合が決定した学校施設について、跡地利活用や売却の検討を次年度当初より早急に推進するため、必要に応じて不動産鑑定や地質調査等を実施する。

【スマートシティ推進事業費】

10 スマートシティ先導的モデル事業について（新規）

[スマートシティ推進課]

(1) 補正額 8,504千円

財源内訳	国庫補助金	4,252千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	4,252千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

デジタル技術の導入やデータの利活用を図ることにより、地域活動の拠点となっている地区センター・公民館の利便性向上及び、地域住民間のコミュニケーションの円滑化などを推進するモデル事業を市内郊外部において実施するとともに、横展開を図ることで全市的なスマートシティの推進を図る。

(3) 事業内容

【熊野地域】

ア	施設予約システム及びスマートロックの運用	938千円
イ	電子回覧板・地域SNSの運用	818千円
ウ	地域拠点型フレイル予防教室の実施	3,200千円
エ	地域内ボランティア輸送の実証実験	500千円
オ	モデル事業実施支援業務委託	1,500千円

【今後実施予定地域】

カ	電子回覧板・地域SNSの導入	1,248千円
キ	ワークショップの実施	300千円

【富山ガラス工房事業費】

11 「ガラスの街とやま」普及推進事業について（拡充）

[文化国際課]

(1) 予算額 20,221千円

財源内訳	国庫補助金	9,980千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	10,241千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

「ガラスの街とやま」の実現に向け、「ガラスの街づくりプラン」を新たに策定するとともに、富山ガラスの魅力を国内外に発信する取組や、富山市民への普及を推進する。

(3) 事業内容

- ア ガラスの街づくりプラン改定事業 5,871千円
 - ・新たな時代に即したプラン（ビジョン）の策定
 - ・先進地視察（ヴェネチア等）
- イ ガラスの街とやま連携事業 8,123千円
 - ・ガラス工房館長を外部招聘し、ガラス関連施設の連携を強化
- ウ 「ガラスの街×すしのまちとやま」推進事業 5,009千円
 - ・市内寿司店にガラスの寿司皿や冷酒揃えを提供
- エ 富山ガラス普及推進事業（新規） 1,218千円
 - ・ガラス美術館でガラス工房のポップアップストアを開設
 - ・富山ガラス作品を購入した富山市民に制作体験チケットを配布

【文化振興事業費】

12 文化事業基金の積立について

[文化国際課]

(1) 補正額 100,050千円

財源内訳	寄附金	50千円
	一般財源	100,000千円

(2) 補正の目的

芸術文化ホールを拠点とした市民の文化活動の振興に資する事業に充当するため、団体から申込みのあった寄附金及び一般財源から文化事業基金に積み立てる。

(3) 文化事業基金の状況

(単位：千円)

令和6年度 末現在高 A	令和7年度			
	当初予算運用 利子積立額 B	現計予算 取崩額 C	今回積立額 D	年度末 現在高見込 A+B-C+D
244,659	0	0	100,050	344,709

【文化振興事業費】

13 TOYAMA まちなか音楽祭について

[文化国際課]

(1) 補正額 10,000千円

財源内訳	国庫補助金	5,000千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	5,000千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

オーバード・ホールを核に富山駅周辺を中心会場として、市内の音楽家や団体等、プロ・アマ問わず多くの方が出演する様々なジャンルの音楽コンサートなどを集中的に開催することにより、市民が音楽を楽しむ機会や本市出身の音楽家などが活躍する場を創出し、本市の音楽文化を一層醸成するとともに、まちなかの活性化につなげる。

(3) 事業内容

ア 開催時期

令和8年10月中旬

イ 主な内容

- ・ 各種音楽団体や市内中学・高校の吹奏楽部等による公演
- ・ 北口駅前広場での各種パフォーマンス
- ・ 駅南北自由通路でのピアノステージ
- ・ 楽器体験会 等

【文化振興事業費】

14 TOYAMAから世界への舞台芸術発信事業について

[文化国際課]

(1) 予算額 1, 500千円

財源内訳	国庫補助金	750千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	750千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

世界的ダンサーであるケント・モリ氏による出張授業「DREAM DANCE PROJECT」を通し、本市の未来を担う子どもたちに自己表現することの喜びや、「夢を持って生きる」ことの大切さを伝えることにより、シビックプライドの醸成につなげる。

(3) 事業内容

ケント・モリ氏が大阪・関西万博において披露した、本市の伝統芸能「おわら」から着想を得たオリジナルダンスを取り入れた出張授業を、市内の小学校1校、中学校1校で実施する。

【富山ガラス工房事業費】

【文化振興事業費】

15 指定管理に伴う債務負担行為の設定について

[文化国際課]

(1) 概 要

令和 8 年 3 月末で指定管理期間が終了する次の 4 施設について、引き続き指定管理者制度を導入するため、債務負担行為を設定する。

(2) 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
富山ガラス工房管理運営費	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	903,470
富山市民プラザホール管理運営費		247,675
富山市舞台芸術パーク管理運営費		603,320
富山能楽堂管理運営費		126,370

【管理運営事務費】

16 オンラインチケット購入システム管理事業について

[ガラス美術館]

(1) 補正額 660千円

財源内訳	国庫補助金	330千円
	(地域未来交付金・地域未来推進型)	
	一般財源	330千円

※本事業は、財源として令和7年度の国の交付金の活用を想定していることから、令和7年度補正予算案に計上している。

(2) 事業目的

国内外からの来館者の増加への対応として、混雑緩和や来館者の利便性の向上を図り、鑑賞環境を整える。

(3) 事業内容

オンラインチケット購入システムの運用管理

使用料 660千円

17 令和7年度繰越明許費について

款(02)総務費 項(02)企画費

事業名	金額 (千円)	予算計上 時期	完成 予定	繰越理由等	契約月
広報費 (学生による市の魅力発信事業委託料)	1,000	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画事務費 (多様な働き方推進事業印刷製本費等)	1,524	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画事務費 (「日本一幸せ」な移住プロジェクト事業委託料等)	36,267	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画事務費 (SDGs推進事業委託料)	13,000	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画事務費 (しあわせプロモーション事業委託料等)	62,098	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画事務費 (企業版ふるさと納税促進事業委託料等)	34,574	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
官民連携推進事業費 (公共空間活用試験事業借上料等)	1,500	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
公共施設跡地活用事業費 (学校跡地等活用検討調査委託料等)	5,700	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
スマートシティ推進事業費 (スマートシティ先導的モデル事業委託料等)	8,504	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
富山ガラス工房事業費 (ガラスの街づくりプラン改訂事業委託料等)	20,221	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
文化振興事業費 (TOYAMAまちなか音楽祭開催費負担金)	10,000	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
文化振興事業費 (TOYAMAから世界への舞台芸術発信事業委託料)	1,500	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
管理運営事務費(ガラス美術館) (多言語対応オンラインチケット購入システム使用料)	660	3月補正	R9年 3月	令和7年度の国の交付金を活用することから3月補正での予算措置となり、事業完了までの十分な日数の確保が困難であるため。	未契約
企画管理部 計	196,548				

18 富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する審査請求について（諮問第1号）

[文書法務課]

(1) 趣旨

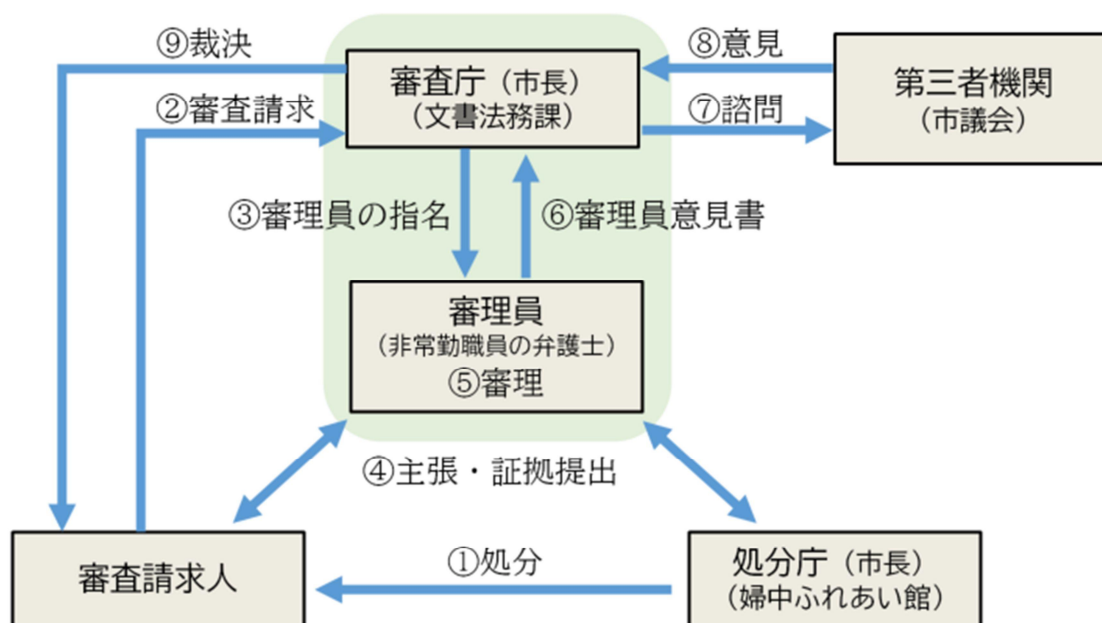
富山市婦中ふれあい館条例（平成17年富山市条例第281号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき令和7年5月26日付けで行った使用料の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問するもの。

(2) 審査請求制度の概要

①概要

審査請求とは、「行政不服審査法」に基づき、処分庁の違法又は不当な行政処分について、審査庁に対して行われる不服申立てである。

②審査請求の流れ



※第三者機関は、行政不服審査会となる場合のほか、審査対象が使用料の徴収に関する処分である場合には、地方自治法第229条第2項の規定により、議会に諮問した上で裁決をしなければならない。

③審理員による審理について

審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁の職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名する。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成し、事件記録とともに審査庁に提出する。

④裁決の種類

裁決の種類として、次の３種類がある。

・却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

・棄却

処分が違法又は不当であると認められない場合になされる。

・認容

処分が違法又は不当であると認められる場合になされ、処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する。

⑤審査請求と訴訟の関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日の翌日から６か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件のほか一部の処分等では、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。

ただし、審査請求を行ってから３か月を経過しても裁決がない等、正当な理由があれば、裁決を経ずに取消訴訟を提起できる。

(3) 審査請求の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 審査請求人 | 富山市所在 1 法人 |
| ② 審査請求年月日 | 令和 7 年 6 月 1 6 日 |
| ③ 処分庁 | 富山市長（婦中ふれあい館） |
| ④ 審査庁 | 富山市長（企画管理部文書法務課） |
| ⑤ 審査請求の趣旨 | 本件処分の取消しを求める。 |

(4) 本件処分及び審査請求の経緯

① 令和2年6月から令和6年10月まで

審査請求人は、自らが主催する勉強会を開催するために、富山市婦中ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を、計54回使用した。処分庁は、計134,500円の使用料を徴収した。

② 令和7年5月26日

処分庁は、審査請求人に対し、営利を目的とした使用に係る使用料計113,060円の請求漏れがあったとして、本件処分を行った。

③ 令和7年6月16日

審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(5) 審査請求人及び処分庁の主張

① 審査請求人の主張要旨

以下の点から、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

- ふれあい館を使用した主目的は、参加者で使用料を出し合い、日常生活の相談を行うものであり、複数いる参加者の中で、代表して会場の使用申請をしていただいただけであるから、営利を目的とした使用の場合には当たらない。
- 営利を目的とした使用となる可能性がある場合は、使用料金の安い別の会場を使用していた。
- 使用申請時に、営利を目的とした使用ではない旨を説明し、担当者及びその上司の了承を得て利用していた。
- 租税不遡及の原則により、過去にさかのぼって使用料を徴収することは違法である。

② 処分庁の主張要旨

以下の点から、本件処分に違法又は不当な点はないから棄却されるべきである。

- 審査請求人の行事は、営利法人である株式会社が、その事業として（その事業のために）する行為であり、条例別表備考2(2)に規定する営利を目的とした使用の場合に当たる。
- 審査請求人には、条例の規定に基づき営利加算された使用料の納付義務が生じる。

(6) 判断

① 結論

本件処分に違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

② 判断の理由

- 株式会社である審査請求人は、事業のための使用を目的としてふれあい館を使用したものであり、その営利性を完全に否定することは性質上困難であるといえる。

そのため、営利を目的とした使用に当たるとした本件処分に違法性はない。

- 審査請求人は、営利を目的とした使用となる可能性がある場合は、使用料金の安い別の会場を使用していたと主張するが、同主張は、営利を目的とした使用であることを否定するものではない。
- 営利目的ではない旨を説明し、担当者及び当時の担当者上司の了承を得て利用していたことを主張するが、この主張は裏付けを欠く。
- 使用料は租税に該当するものではない。また、本件処分に租税不遡及の原則は適用されない。
- 租税法規との関係において行政処分の信義則違反が問題となった最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決（昭和60年（行ツ）第125号所得税更正処分等取消請求上告事件・第126号相続税更正処分等取消請求上告事件）は、信義則の法理の適用の是非を考えるべき場合を「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」としている。
- 本件処分は、ふれあい館の職員の認識が不十分であったとはいえ、本来支払われるべき使用料の支払いを命じるものに過ぎず、条例の規定による使用料を支払っている他の使用者と比べて、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別の事情が存在するとはいえない。

19 富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する審査請求について（諮問第2号）

[文書法務課]

(1) 趣旨

富山市婦中ふれあい館条例（平成17年富山市条例第281号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき令和7年5月26日付けで行った使用料の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問するもの。

(2) 審査請求の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 審査請求人 | 富山市在住1名 |
| ② 審査請求年月日 | 令和7年6月17日 |
| ③ 処分庁 | 富山市長（婦中ふれあい館） |
| ④ 審査庁 | 富山市長（企画管理部文書法務課） |
| ⑤ 審査請求の趣旨 | 本件処分の取消しを求める。 |

(3) 本件処分及び審査請求の経緯

- ① 令和2年6月から令和3年12月まで
審査請求人は、個人事業主として行うピアノ教室を開催するために、富山市婦中ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を、計41回使用した。処分庁は、計68,640円の使用料を徴収した。
- ② 令和7年5月26日
処分庁は、審査請求人に対し、営利を目的とした使用に係る使用料計67,650円の請求漏れがあったとして、本件処分を行った。
- ③ 令和7年6月17日
審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(4) 審査請求人及び処分庁の主張

- ① 審査請求人の主張要旨
以下の点から、本件処分は取り消されるべきである。
 - ふれあい館の使用料は、当初請求を受けた金額についても安くは

なく、ほぼ売上げが出ないくらいの金額であった。もし本来の金額だと知っていたなら、ふれあい館を使用することはなかった。

- 使用した後から追加請求されるのは不当である。

② 処分庁の主張要旨

以下の点から、本件処分に違法又は不当な点はないから棄却されるべきである。

- 審査請求人が、受講生から受講料を徴収してピアノ教室を反復・継続して開催するための使用は、条例別表備考2(2)規定する営利を目的とした使用の場合に当たる。
- 審査請求人の主張する事情は、条例第9条及び富山市婦中ふれあい館条例施行規則第8条において規定している減免の要件には該当しない。

(5) 判断

① 結論

本件処分に違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

② 判断の理由

- 個人事業主として受講者から受講料を徴収してピアノ教室を反復・継続して開催するための使用は、審査請求人が利益を上げるための使用であるから、営利を目的とした使用に当たるとした本件処分に違法性はない。
- 租税法規との関係において行政処分の信義則違反が問題となった最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決（昭和60年（行ツ）第125号所得税更正処分等取消請求上告事件・第126号相続税更正処分等取消請求上告事件）は、信義則の法理の適用の是非を考えるべき場合を「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」としている。
- 本件処分は、ふれあい館の職員の認識が不十分であったとはいえ、本来支払われるべき使用料の支払いを命じるものに過ぎず、条例の規定による使用料を支払っている他の使用者と比べて、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別の事情が存在するとはいえない。

20 富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する審査請求について（諮問第3号）

[文書法務課]

(1) 趣旨

富山市婦中ふれあい館条例（平成17年富山市条例第281号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき令和7年5月26日付けで行った使用料の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問するもの。

(2) 審査請求の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 審査請求人 | 富山市所在1法人 |
| ② 審査請求年月日 | 令和7年7月7日 |
| ③ 処分庁 | 富山市長（婦中ふれあい館） |
| ④ 審査庁 | 富山市長（企画管理部文書法務課） |
| ⑤ 審査請求の趣旨 | 本件処分の取消しを求める。 |

(3) 本件処分及び審査請求の経緯

- ① 令和2年6月から令和4年3月まで
審査請求人は、個人事業主として行う英会話教室を開催するために、富山市婦中ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を、計62回使用した。処分庁は、計139,020円の使用料を徴収した。
- ② 令和7年5月26日
処分庁は、審査請求人に対し、営利を目的とした使用に係る使用料計126,720円の請求漏れがあったとして、本件処分を行った。
- ③ 令和7年7月7日
審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(4) 審査請求人及び処分庁の主張

- ① 審査請求人の主張要旨
以下の点から、本件処分は取り消されるべきである。
 - 使用当時、営利目的か否かや加算額の説明は一切なく、提示額を

もって契約が成立したと理解していた。

- 職員の案内に従って使用料を納付しており、後からの加算請求に正当性はない。
- 説明があれば使用を控えていた可能性が高く、今回の請求は信義則に強く反する。
- 使用当時の誤請求は、市の文書においても「職員の認識不足」によるものであったと明記されている。
- 行政は条例の形式論ではなく、市民に対する説明責任を果たすべきであり、本件対応はその責務を怠ったものといえる。

② 処分庁の主張要旨

以下の点から、本件処分に違法又は不当な点はないから棄却されるべきである。

- 審査請求人が、受講生から受講料を徴収して英会話教室を反復・継続して開催するための使用は、条例別表備考2(2)に規定する営利を目的とした使用の場合に当たる。
- 使用料は条例の規定によって決定されるものであり、この点について処分庁には別異に取り扱える裁量はない。
- 本件処分の前提となる使用承認行為は契約関係ではなく行政処分であり、信義則は適用されない。
- 当時の「職員の認識不足」は改めて適法な行政処分としての本件処分を実施すべき根拠となるものであり、本件処分を不当とする根拠にはならず、「市民に対する説明責任」は本件処分の適法性とは無関係である。

(5) 判断

① 結論

本件処分に違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

② 判断の理由

- 審査請求人は英会話教室の開催を目的としてふれあい館を使用し、その英会話教室において受講者から受講料を徴収していることに争いはなく、他方、他の会場で徴収していた受講料よりふれあい館で徴収していた受講料は著しく低いなどの事情はあると述べるものの、審査請求人からその根拠は示されないため、受講料の徴収がある以上、営利を目的とした使用に当たると判断した本件処分に違法性は

ない。

- ふれあい館の使用は、審査請求人の申請に対し、処分庁がふれあい館の使用を承認した行政処分に基づくものであり、契約関係に基づくものではない。
- 租税法規との関係において行政処分の信義則違反が問題となった最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決（昭和60年（行ツ）第125号所得税更正処分等取消請求上告事件・第126号相続税更正処分等取消請求上告事件）は、信義則の法理の適用の是非を考えるべき場合を「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」としている。
- 本件処分は、ふれあい館の職員の認識が不十分であったとはいえ、本来支払われるべき使用料の支払いを命じるものに過ぎず、条例の規定による使用料を支払っている他の使用者と比べて、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別の事情が存在するとはいえない。

21 富山市婦中ふれあい館使用料徴収決定処分に関する審査請求について（諮問第4号）

[文書法務課]

(1) 趣旨

富山市婦中ふれあい館条例（平成17年富山市条例第281号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき令和7年5月26日付けで行った使用料の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定により諮問するもの。

(2) 審査請求の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 審査請求人 | 射水市所在1団体 |
| ② 審査請求年月日 | 令和7年7月23日 |
| ③ 処分庁 | 富山市長（婦中ふれあい館） |
| ④ 審査庁 | 富山市長（企画管理部文書法務課） |
| ⑤ 審査請求の趣旨 | 本件処分の取消しを求める。 |

(3) 本件処分及び審査請求の経緯

- ① 令和4年2月から令和4年10月まで
審査請求人は、自らが主催する合気道教室を開催するために、富山市婦中ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）を、計21回使用した。処分庁は、計58,620円の使用料を徴収した。
- ② 令和7年5月26日
処分庁は、審査請求人に対し、営利を目的とした使用に係る使用料計55,440円の請求漏れがあったとして、本件処分を行った。
- ③ 令和7年7月23日
審査請求人は、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(4) 審査請求人及び処分庁の主張

- ① 審査請求人の主張要旨
以下の点から、本件処分は取り消されるべきである。
○ 本件処分は、ふれあい館の職員の認識が不十分であったことが原

因で招いたことであり、そこに条例第8条を適用するというのは違法である。

- 使用当時の使用料の額であったからこそ結んだ契約であったのに、時効が到来していないという理由で、本件処分により今更金額を変更され、不当に利益を侵害されている。

② 処分庁の主張要旨

以下の点から、本件処分に違法又は不当な点はないから棄却されるべきである。

- 審査請求人が開設するホームページによると、審査請求人は、富山県内外の約20の会場で合気道道場を開催している。
- 入会者募集広告によると、合気道道場は、入会者から徴収する入会金及び月謝によって運営されている。
- 審査請求人が、入会者から月謝等を徴収して合気道道場を反復・継続して開催する行為は、条例別表備考2(2)に規定する営利を目的とした使用の場合に当たる。

(5) 判断

① 結論

本件処分に違法又は不当な点はないから、棄却されるべきである。

② 判断の理由

- 審査請求人は合気道道場を開設・運営し、入会者から入会金及び月謝を徴収している。また、受講料の徴収や金額について、審理員からの質問に対する回答もない。

そのため、合気道教室を開催するためのふれあい館の使用が営利を目的とした使用に当たるとした本件処分に違法性はない。

- ふれあい館の使用は、審査請求人の申請に対し、処分庁がふれあい館の使用を承認した行政処分に基づくものであり、契約関係に基づくものではない。
- 租税法規との関係において行政処分の信義則違反が問題となった最高裁判所昭和62年10月30日第三小法廷判決（昭和60年（行ツ）第125号所得税更正処分等取消請求上告事件・第126号相続税更正処分等取消請求上告事件）は、信義則の法理の適用の是非を考えるべき場合を「租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れ

しめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合」としている。

- 本件処分は、ふれあい館の職員の認識が不十分であったとはいえ、本来支払われるべき使用料の支払いを命じるものに過ぎず、条例の規定による使用料を支払っている他の使用者と比べて、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するというような特別の事情が存在するとはいえない。